## 農地の売買、贈与、賃借等の許可（農地法第３条）

農地を買ったり借りたりする場合には、農地法第３条に基づき、農業委員会の許可を受ける必要があります。

農業委員会の許可を受けていない契約は無効ですので十分ご注意ください。

### ○農地法第３条の主な許可基準

農地法第３条に基づく許可を受けるためには、次の全てを満たす必要があります。

・今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（**すべて効率利用要件**）

・法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（**農地所有適格法人要件**）

・申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること（**農作業常時従事要件**）

・今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（**地域との調和要件**）

※農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第２条第３項の要件を満たす法人をいいます。

農地所有適格法人以外の法人は、一定の条件の下で農地を借りる場合のみ許可を受けることができます。

### ○農地法第３条許可事務の流れ

申請書も受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は４週間です。

| | |
|---|---|
| 申請についての相談 | → 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いします。 |
| 申請書作成 | → 申請書は、農業委員会事務局にあります。 |
| 添付書類入手 | → 申請内容により異なりますので、お問い合わせください。 |
| 申請書提出／受付 | → 毎月１０日締切（休日の場合は前開庁日） |
| 農業委員会各地区部会<br>申請内容の審査 | → 農業委員会各地区部会において、申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第３条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認及び現地調査を行います。 |
| 農業委員会農地部会<br>毎月２５日頃開催 | → 農業委員会農地部会で許可・不許可等についての農業委員会の意思決定を行います。 |
| 許可書交付 | → ご連絡しますので、農業委員会事務局までお越しください。 |